

男鹿地区消防一部事務組合口頭指導実施要綱

平成 24 年 8 月 29 日

要 綱 第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日 要綱第 3 号

第 1 条 この要綱は、救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

第 2 条 この要綱において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

(1) 口頭指導

救急要請受信時に、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

(2) 口頭指導員

119 番通報を受けるなどの指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす者、及び救急現場へ出動途上の救急隊員。

(3) 応急手当実施者

口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）。

第 3 条 口頭指導の指導項目は次のとおりとし、別に定めるプロトコルに基づき実施することとする。ただし、プロトコルに定めるもの以外であっても、状況に応じて必要な手当てを指導するものとする。

(1) 心肺蘇生法

(2) 異物除去法

(3) 止血法

(4) 熱傷手当

(5) 指趾切断手当

(6) その他必要な手当

第 4 条 口頭指導の実施要領は次のとおりとする。

(1) 口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が要請内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

ただし、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていることなどにより対

応できない場合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は中止する。

(2) 口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有するもの

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号）に基づく応急手当指導員

(3) 口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝えるなど応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

(4) 口頭指導実施上の留意事項

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って速やかに指導を行うものとする。

イ 感染防止に配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出動中の救急隊に対しその内容について適切な方法により伝達するものとする。

第5条 口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、その年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容の記録を行い、救急活動記録とともに保存することとする。また、該当救急隊からその指導の結果、予後等について確認し、指導項目の改廃、プロトコルの改善、指導方法の研究等を行い、常に口頭指導の高度化に努めること。

附則

この要綱は平成24年9月4日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。